#### 平成30年度 上士幌自然保護官事務所の活動内容

#### ①国立公園の公園計画の点検 (年度内完了予定)

#### ②グリーンワーカー事業

- ・清掃活動事業 (※上士幌町東大雪を美しくする会へ発注) 糠平、十勝三股の集団施設地区、利用拠点の美化清掃
- ・登山道補修イベント開催 (※大雪山・山守隊へ発注) 7/21~22 「たまには山へ恩返し in トムラウシ」開催
  - …トムラウシ山において一般参加型による木材荷揚げと簡易木道施工を実施 ※別添1
- ・スノーモビル対策事業 過年度より実施してきた乗入れ監視活動の分析評価

#### ③自然ふれあい事業

- ・パークボランティア活動事業
- ・子どもパークレンジャー事業 (※とかち鹿追ジオパーク推進協議会と共催) 7/31、8/2、8/7、8/9 「しかりべつ湖こども自然調査隊」開催 …哺乳類、昆虫類、水生生物、岩石の調査・観察会を実施

#### 4 野生生物の保護管理

- ・外来種対策 士幌町等におけるセイョウオオマルハナバチ防除 然別湖におけるウチダザリガニ対策
- 国指定鳥獣保護区管理

#### ⑤主な施設整備・維持管理

#### 【山岳部】

・トムラウシ山登山道の巡視及び泥濘箇所の補修(※新得山友会及び北海道山岳整備へ発注)

※別添2

・登山者カウンター設置による入山者数の把握

平成30年度設置箇所:トムラウシ山短縮コース・温泉コース登山口 石狩岳シュナイダーコース登山口 ニペソツ山幌加温泉コース登山口

#### 【山麓部】

- 各園地等の維持管理業務
- ・糠平中央園地整備工事7/3 開園式を実施
- ・ 十勝三股集団施設地区における植生復元作業



#### ⑥その他

- ・登山道等に関する現状と課題のとりまとめ ※別添3
- ・トムラウシ南沼汚名返上プロジェクトの実施

(環境省担当) 野営指定地における登山者アンケート及び携帯トイレブース利用状況調査の 実施 (8/12~13、9/16~17) 自動撮影カメラによる設営テント数調査 野外し尿数のカウント及びマッピング トイレ道の植生復元活動への協力 (9/17)

・各登山道の巡視及び適宜ササ刈り等

#### ⑦大雪山国立公園連絡協議会の登山道関係事業

大雪山オリジナル携帯トイレの販売支援

- ・大雪山国立公園登山マップの改訂(携帯トイレ関係の情報の追加) ※別添パンフ
- ・「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」関連事業 ※別添4 普及宣言発表式 (7/10) 携帯トイレ普及パートナーシップ事業の展開

### (参考) 平成30年度 上士幌自然保護官事務所による登山道巡視等一覧

日付	場所	実施作業
5/15	白雲山士幌コース	ササ刈り
6/13	白雲山~天望山周回線	
6/25	トムラウシ山	野営指定地の清掃、自動カメラ
		設置
7/18~19	ニペソツ山	野営指定地の清掃、枝払い
7/21~22	トムラウシ山(たまには山へ恩返し)	一般参加型の登山道補修イベン
		ト開催
7/24~26	トムラウシ山~オプタテシケ~美瑛富士	野営指定地の清掃、ササ被りの
		状況調査
8/6~7	トムラウシ山 (三川台まで)	野営指定地の清掃
8/12~13	トムラウシ山	野営指定地の清掃、アンケート
		調査、ブース利用状況調査
8/28~29	ユニ石狩岳〜石狩岳	ササ刈り、枝払い
8/30	原始ヶ原(管外)	湿原植生復元モニタリングの手
		伝い
9/13	西ヌプカウシヌプリ、白雲山	ササ刈り、枝払い(然別自然休
		養林保護管理協議会に協力)
9/16~17	トムラウシ山	野営指定地の清掃、アンケート
		調査、ブース利用状況調査、植
		生復元(北海道山岳整備等と合
		同)
9/27	十勝岳新得コース	曲がった鉄ピンの差し直し
10/4	石狩岳シュナイダーコース	
10/22	天宝山	上士幌町と合同

別紙2

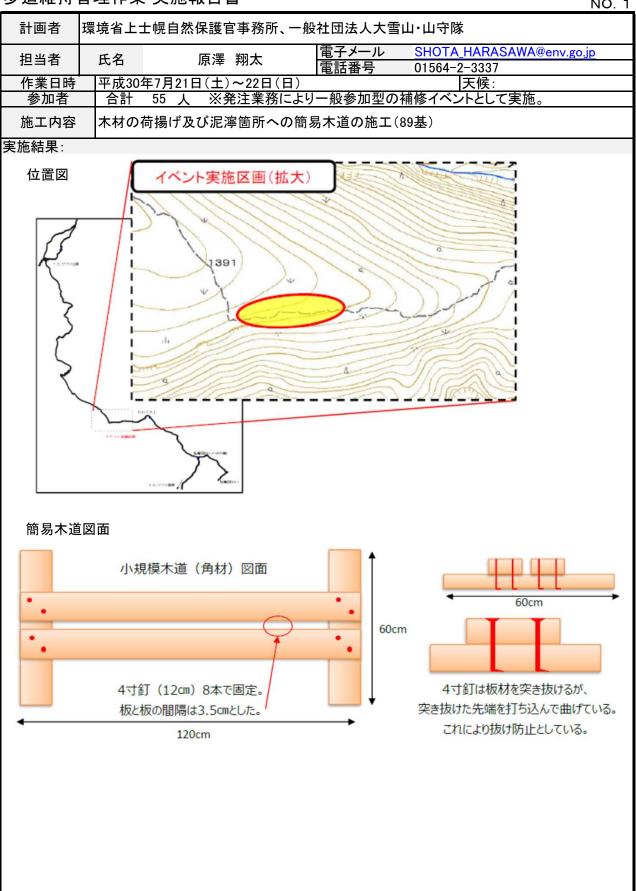
記録担当者

歩道維持管理作業 実施報告書

作成:平成30年12月13日

資料12 別添1

NO. 1



### <施工写真(一部のみ呈示)>

施工前











<作業風景写真>





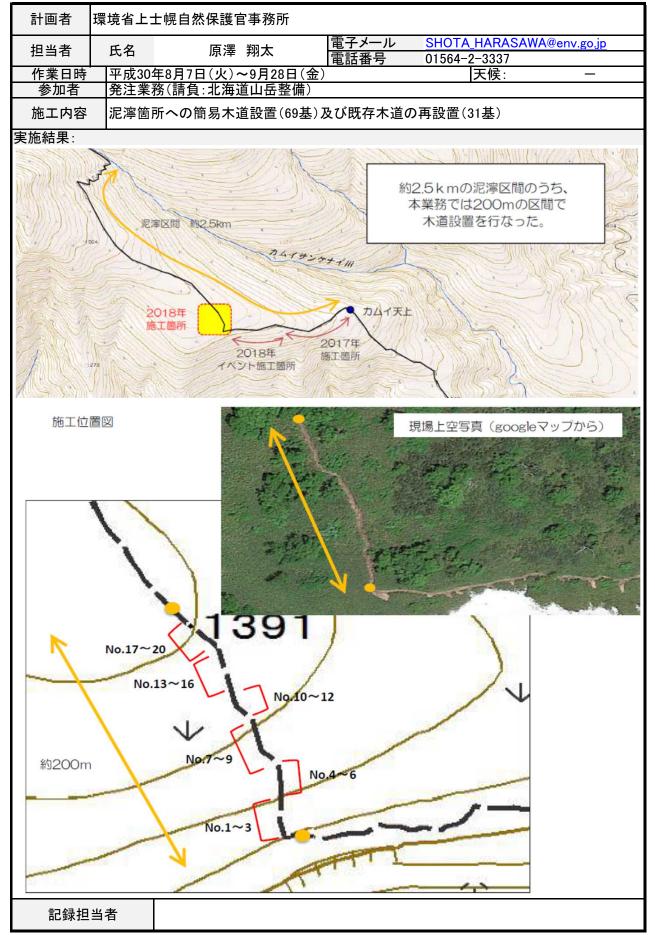
別紙2

步道維持管理作業 実施報告書

作成: 平成30年12月13日

資料12 別添2

NO. 1



施工箇所	施工内容	追加木道基数	施工距離	施工箇所	施工内容	追加木道基数	施工距離
NO.1	木道追加7基	7基	約12m	NO.11	木道追加5基 木道再設置1基	6基	約9m
NO.2	木道追加3基 木道再設置1基	4基	約6m	NO.12	木道追加3基 木道再設置3基	6基	約11m
NO.3	木道追加4基	4基	約6m	NO.13	木道追加1基 木道再設置12基	13基	約19m
NO.4	木道追加3基	3基	約6m	NO.14	木道追加1基 木道再設置3基	4基	約6m
NO.5	木道追加3基 木道再設置1基	4基	約4m	NO.15	木道追加3基	3基	約5m
NO.6	木道追加4基	4基	約6m	NO.16	木道追加2基 木道再設置1基	3基	約5m
NO.7	木道追加3基 木道再設置1基	4基	約6m	NO.17	木道追加3基 木道再設置1基	4基	約6m
NO.8	木道追加6基	6基	約9m	NO.18	木道追加4基 木道再設置1基	5基	約7m
NO.9	木道追加7基	7基	約10m	NO.19	木道追加1基 木道再設置2基	3基	約5m
NO.10	木道追加5基 木道再設置1基	6基	約9m	NO.20	木道追加1基 木道再設置3基	4基	約6m

### <施工写真(一部のみ呈示)>



### 記録担当者

#### 登山道等に関する現状と課題の共有について

平成30年12月19日 上士幌自然保護官事務所

東大雪地域の登山道等に関する現状と課題を、別添図のとおりまとめました。

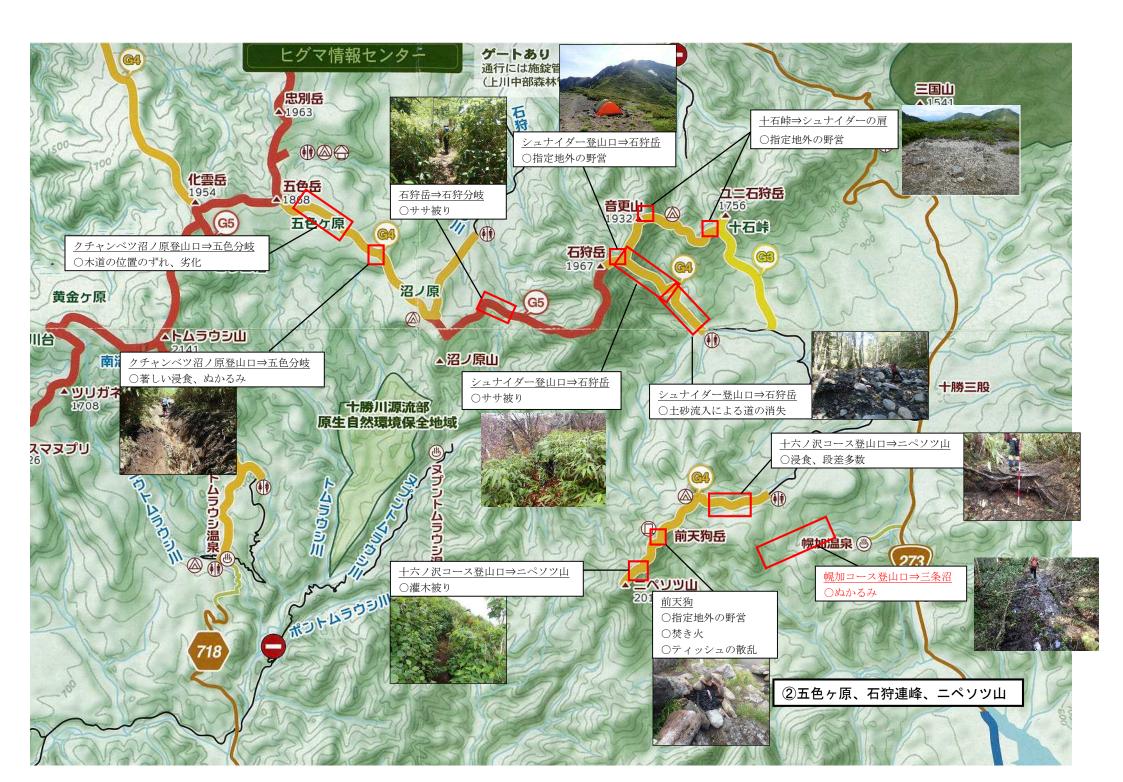
登山道等に関する課題を広く関係者間で共有し、将来的に協働で対策を進めていくための基礎 資料とします。毎年情報を更新し、情報交換会の中で共有を図っていきます。

#### <u>【みなさまへのお願い】</u>

別添図は当所の巡視記録に基づき作成したものです。

漏れがある、すでに解決済みである等、お気づきの点がありましたら、随時反映しますので、お知らせください。







#### 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言発表式

■日 時: 平成30年7月10日(火)13:00~14:10

■場 所:上川町 大雪高原旭ヶ丘

**■参加者**:22名

■主 催:大雪山国立公園連絡協議会

#### ■概要:

### 1. 開会挨拶

北海道地方環境事務所 大林統括自然保護企画官より、開会挨拶を行った。



#### 2. 宣言の採択及び解説

大雪山国立公園連絡協議会 佐藤会長(上川町長)より、宣言を読み上げ、会場からの拍手をもって採択された。



続いて、上川自然保護官事務所 桝首席自然保護官より、宣言の内容について説明 を行った。



#### 3. 共同宣言団体からの所信表明

山のトイレを考える会 仲俣事務局長より、宣言の発出主体の一員として、会におけるこれまでの取組や今後の展望等について、お話しいただいた。



#### 4. シンボルマーク表彰

平成30年5月21日から6月15日までの間に応募のあった37作品の中から、北海道立旭川高等技術専門学院 竹久愛梨氏の作品を最優秀作品として決定した旨、事務局より発表した。本人欠席のため、代理出席した北海道立旭川高等技術専門学院 訓練管理課長の影田政則氏に、佐藤会長より賞状及び副賞の授与が行われた。

続いて、影田氏より、竹久氏に代わり受賞の喜びについてコメントをいただいた。



#### 5. 携帯トイレ普及パートナーシップ事業の紹介

大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナーシップ事業について、上川自然保護官事務所 桝首席自然保護官より、事業の目的や登録の方法等について紹介を行った。

その後、大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナー登録第1号として、株式会社りんゆう観光 代表取締役の植田拓史氏より、携帯トイレ普及に関する取組等について、ご紹介いただいた。



### 6. 記念撮影

宣言を実行していく決意表明の意味も込めて、発出主体一同及び関係者にて記念撮 影を行った。



#### 「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」

大雪山国立公園の広大な高山帯には色とりどりの高山植物が咲き誇る美しい 景観が広がり、多くの登山者を魅了するとともに、地域の誇りとなっています。

しかし、トイレがない避難小屋や野営地を中心に、し尿の散乱が大きな問題となっています。し尿を排出するため登山道以外の場所を踏みつけることで高山植物が減少し、さらに、裸地が拡大し、踏み分け道の伸張により土壌の流出も生じてしまいます。

原生的で人工的構造物の極めて少ない大雪山国立公園の自然景観を末永く保全し、登山者や地域が今後も大雪山国立公園の魅力を享受し続けるためには、 し尿散乱問題を大規模な施設整備によって解決するのではなく、携帯トイレの 活用によって解決する必要があります。

そこで、私たちは、携帯トイレを活用して、関係者すべてがそれぞれできる 取組を少しずつ行うことで、し尿散乱問題を解決するため、次のことを宣言し ます。

#### 大雪山国立公園では、

- 1. 携帯トイレを適切に使用することで雄大で原始的な景観と共存する登山を推進します。
- 2. 登山者に快く携帯トイレを使ってもらえるような環境づくりを行います。
- 登山者に対して携帯トイレの利用を推進するための呼びかけを行います。
- 4. 携帯トイレの普及に協力してくれる人の輪を広げます。

#### 平成 30 年 7 月 10 日

大雪山国立公園連絡協議会、旭川勤労者山岳会、旭川山岳会、上川山岳会、 上富良野十勝岳山岳会、新得山岳会、十勝山岳連盟、美瑛山岳会、 富良野山岳会、札幌山岳連盟、日本山岳会北海道支部、 日本ヒマラヤ協会北海道、HAT-J北海道支部、北海道勤労者山岳連盟、 北海道山岳ガイド協会、北海道山岳連盟、北海道道央地区勤労者山岳連盟、 山のトイレを考える会、大雪山国立公園パークボランティア連絡会

#### 「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」を実施するための具体的な取組

#### 1. 雄大で原始的な景観と共存する登山の推進

野外し尿が周囲の自然環境へ大きな影響を与えうる水源地や脆弱な高山植生帯、または他の登山者に対して著しい不快感を与えうる野営指定地等では、携帯トイレの使用による野外し尿ゼロを目指します。

#### 2. 環境づくり

- (1) 携帯トイレブースの設置や維持管理
- ―美瑛富士避難小屋及び南沼野営指定地では、連携・協力して、取組を着実に実施します。
- ―携帯トイレブースが必要な箇所については、環境省、北海道、各市町、関係団体が相互に連携、協力して、携帯トイレブースの設置とその後の維持管理を検討します。

#### (2)携帯トイレの回収体制

- ―必要箇所に携帯トイレ回収ボックスを設置することを推進します。
- 一回収ボックス維持管理体制を確認、共有し、情報を更新、公開することを 通じて、回収体制を維持、強化します。

#### (3) 利用者向け情報発信

―携帯トイレの入手可能箇所、トイレマップに関する情報発信を行います。

#### 3. 登山者への呼びかけ

- 一登山者に対して、次の呼びかけを行います。
- ・大雪山国立公園では、携帯トイレを常に持参すること。
- ・常設トイレは適切に使用し、携帯トイレは常設トイレがない箇所で使用すること。
- ・現にし尿散乱が大きな問題となっている美瑛富士避難小屋や南沼野営指定 地をはじめ、宿泊地など登山者が集まる場所や水源地では、携帯トイレを 確実に使用し、野外にし尿を排出しないようにすること。
- ・登山道の途中など問題となっていない場所でも、携帯トイレを使用し、持 ち帰るよう努めること。

#### 4. 輪を広げる

- ―関係機関、団体、事業者に対して、次の呼びかけを行います。
- ・携帯トイレの普及啓発活動、利用者向け情報発信の実施に協力すること。
- ・この宣言の趣旨に賛同する、携帯トイレ普及パートナーになること。
- ・利用拠点や登山用品を扱う事業者は、携帯トイレ販売に協力すること。
- ・ガイド事業者は、自己の客に携帯トイレの使用を働きかけること。
- ・携帯トイレやアウトドア製品を製作する事業者は、利用者と協力して、より使いやすい携帯トイレの開発や、携帯トイレを快適に使えるような登山 用具を開発し、販売及び普及に努めること。



## 大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナーシップ事業

資料12 別添4-3

### 目的

「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言」に賛同し、携帯トイレの普及に協力する団体等を携帯トイレ普及パートナーとして登録。取組の輪を広げることで、トイレ問題の解決を目指します。

### 登録団体のメリット

大雪山の環境保全に協力することで 知名度の向上や事業PRにつながる!



宣言発出団体のメリット (大雪山国立公園連絡協議会+18団体)

トイレ問題に取り組む仲間が増える!携帯トイレの一層の普及につながる!

## 携帯トイレ普及パートナー登録の流れ

携帯トイレ普及のための取組を何かひとつでも行う団体、企業、機関等 【取組例】 携帯トイレの販売を行う、宣言のポスターを掲示しPRする など

取組内容と成果の見込みを様式に記載し、大雪山国立公園連絡協議会へ提出 ※様式はHPに掲載 http://www.daisetsuzan.or.jp/toilet/ 簡単です

登録証の交付

大雪山国立公園連絡協議会HPに掲載し、取組をPR!

携帯トイレ普及パートナーに登録をお願いします!

#### 大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナーシップ事業実施規約

大雪山国立公園連絡協議会 平成30年5月11日制定

(目的)

#### 第1条

大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナーシップ事業実施規約(以下「本規約」という。)は、大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナーの登録方法を定め、登録したすべての団体、企業、機関(以下「登録団体等」という。)が遵守すべき事項を定める他、大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナーシップ事業(以下「本事業」という。)するにあたり必要な事項を定めることを目的として制定する。

#### (事業の趣旨)

#### 第2条

本事業は、大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言の趣旨に則り、大雪山国立公園連絡協議会及び同宣言を大雪山国立公園連絡協議会と共同で行った団体と、団体、企業及び機関(以下「団体等」という。)が相互に協力し、携帯トイレの利用推進を図ることで、雄大で原始的な山岳景観と共存する登山を推進するために実施するものである。

#### (取組案の提案)

#### 第3条

- 1 大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナー(以下「パートナー」という。)の 登録を求める団体等(以下「登録希望団体等」という。)は、次項に掲げる項目 を記載した当該企業等の携帯トイレの利用推進に係る取組(今後実施予定の取組 を含む。以下「取組」という。)を作成し、大雪山国立公園連絡協議会長に申請 することができる。申請書は、別記様式第1によることとする。ただし、登録希 望団体等は、次の各号のいずれにも該当することを要件とする。
- (1) 政治団体又は宗教団体でないこと。
- (2)役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- 2 取組には、以下の項目を記載する。
- (1) 取組の概要。ただし、今後実施予定の取組については、申請の日から当年度 末までに実施予定があるものに限る。
- (2) (1) の取組による効果の見込み

#### (パートナーの登録)

#### 第4条

- 1 大雪山国立公園連絡協議会長は、前条による申請があった場合において、申請 書に記載された取組が、次の各号の要件に該当すると認められるときは、その登 録希望団体等とパートナーとして登録することができる。
- (1) 大雪山国立公園における携帯トイレの利用推進に資するものであること
- (2) 取組の内容が具体的であり、実現性が認められること
- 2 パートナーの登録は、大雪山国立公園連絡協議会長が登録証を発行することに より発効する。

#### (シンボルマークの使用)

#### 第5条

パートナー企業等は、「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言シンボルマーク使用 規約」(以下「シンボルマーク使用規約」という。)に従い、大雪山国立公園携帯 トイレ普及宣言シンボルマークを無償で使用することができる。

#### (取組実績の報告等)

#### 第6条

- 1 登録団体等は、大雪山国立公園連絡協議会会長が、当年度の取組実績(大雪山 国立公園携帯トイレ普及宣言シンボルマークの使用実績等を含む。)及び取組に よる効果について、報告をもとめた場合これに回答する必要がある。
- 2 前項に基づき報告された内容は、大雪山国立公園連絡協議会のホームページ、 SNS 等により、公表することがある。

#### (登録の期間)

#### 第7条

- 1 第4条第1項の登録の有効期間は、登録した日から当年度末日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに特段の意思表示がない場合には、1年間更新する。
- 2 前項の規定は、パートナーの登録をさらに更新する場合にも準用する。

#### (是正の要求)

#### 第8条

大雪山国立公園連絡協議会長は、登録団体等又はその関係者が、次のいずれかに 該当する場合、当該登録団体等に対し、是正を求めることがある。

- (1) 本規約に違反し、またはその疑いがあると認められる場合
- (2)シンボルマーク使用規約に違反し、またはその疑いがあると認められる場合
- (3) その他、本事業の趣旨に反する行為を行い、またはその疑いがあると認めら

#### れる場合

(パートナーシップの解消等)

#### 第9条

- 1 大雪山国立公園連絡協議会長は、次に掲げる場合には、パートナーの登録を解 消することができる。
- (1) 不正の手段により第4条第1項の締結を行った場合
- (2) 第6条第1項の報告が行われないなど、登録団体等の取組が不十分であると 認められた場合
- (3) 登録団体等に重大な法令違反又は公序良俗違反が認められた場合
- (4) 大雪山国立公園連絡協議会長からの是正の要求に応じなかった場合
- (5) その他、解消に合理的な理由があると大雪山国立公園連絡協議会長が認めた場合
- 2 次に掲げるときには、パートナーシップは効力を失う。
- (1)大雪山国立公園連絡協議会長が前項の規定に基づきパートナーの登録を解消する旨、パートナー企業等に伝達したとき
- (2) 倒産、解散、合併その他の理由により登録団体等が消滅したとき
- (3)登録団体等がパートナーの登録の解消を申し出て、大雪山国立公園連絡協議会長との間で合意が得られたとき
- 3 登録団体等は、前項第2号に該当するに至ったときは、その旨を大雪山国立公園連絡協議会長に報告しなければならない。

#### (規約の改訂等)

#### 第10条

- 1 本規約は、大雪山国立公園連絡協議会により必要に応じて改訂される場合がある。その場合は、改訂後に登録団体等に通知する。
- 2 本規約の改訂により登録団体等に不利益が生じた場合も、大雪山国立公園連絡 協議会はその責任を負うものではない。

#### 附則

本規約は、平成30年5月11日から施行する。

#### 様式第1

#### 大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナー登録申請書

大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナーシップ事業実施規約第3条に基づき、大雪山国立公園における携帯トイレの利用推進に係る取組(以下「取組」という。)の案を以下のとおり作成し、同パートナーシップの登録を申請します。

平成 年 月 日

団体等の住所、名称

代表者氏名

大雪山国立公園連絡協議会長 殿

すでに実施してい	
る取組の概要	
当年度末までに実	
施予定がある取組	
の概要	
	   ※2月1日~3月末日までの間に提案を行う場合は、翌年度末ま
	での内容とする。
取組による効果の	
見込み	
	※可能な限り定量的に記載。
担当者氏名•連絡先	

#### 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言シンボルマーク使用規程

大雪山国立公園連絡協議会

平成 30 年 7 月 10 日

大雪山国立公園連絡協議会、旭川勤労者山岳会、旭川山岳会、上川山岳会、上富良野十勝岳山岳会、新得山岳会、十勝山岳連盟、美瑛山岳会、富良野山岳会、札幌山岳連盟、日本山岳会北海道支部、日本ヒマラヤ協会北海道、HAT-J北海道支部、北海道勤労者山岳連盟、北海道山岳ガイド協会、北海道山岳連盟、北海道道央地区勤労者山岳連盟、山のトイレを考える会及び大雪山国立公園パークボランティア連絡会では、平成30年7月10日に採択した大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言を周知するとともに、大雪山国立公園における携帯トイレの使用を促進するため、シンボルマークを制定した。このシンボルマークの使用を適切に促進するために、使用規程を以下のとおりとする。

#### (趣旨)

第1条 本規程は、大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言シンボルマークを使用する場合(以下「シンボルマーク等」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 本規程が対象とするシンボルマーク等のデザインは、別添による。

#### (使用できる者)

第3条 シンボルマーク等を使用できる者は、大雪山国立公園携帯トイレパートナーに登録した団体又は個人のほか、大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言の趣旨に賛同する個人又は団体とする。

#### (禁止事項)

- 第4条 次の事項に該当する使用は、行ってはならない。
  - (1)大雪山国立公園携帯において携帯トイレを普及する取組のイメージや信用を害し、又 は害するおそれがある使用
  - (2) 法令や公序良俗に反する使用、又はそのおそれがある使用
  - (3) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する使用
  - (4) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとしての使用
  - (5) 反社会的勢力もしくは、それに類する団体、企業、個人に関わりがある者による使用
  - (6) 生産過程において自然環境等に多大な負荷を与える商品等への使用

#### (デザイン)

第5条 シンボルマーク等の使用にあたっては、オリジナルデザインの意図するものを損な わないよう十分留意し、別添を遵守することとする。

#### (使用規程の履行)

- 第6条 シンボルマーク等を使用する者は、信義にしたがい、誠実にこの使用規程を履行しなければならない。また、シンボルマーク等を付した物件に関し、事故、苦情等が発生した場合、シンボルマーク等の使用者は誠意をもって必要な措置を講じること。
- 第7条 大雪山国立公園連絡協議会、同協議会を構成する機関、大雪山国立公園携帯トイレ 普及宣言の発出主体である団体及び大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナーに登録し た団体又は個人は、シンボルマークを本規程に反しない方法により自由に使用する。
- 2 大雪山国立公園携帯トイレパートナーに登録した団体又は個人以外の者が使用する場合、使用する者及び内容を把握するため、使用者は、事前に使用目的、使用期間、使用箇所等を、大雪山国立公園連絡協議会事務局に届け出ることとする。
- 第8条 シンボルマーク等の使用については、営利を目的とした商品等への使用も可能であるが、収益等が生じる場合は、それらを活用し、大雪山国立公園における携帯トイレの普及に協力するよう努めるものとする。

#### (改善の指示等)

第9条 使用規程に従わない使用に対し、大雪山国立公園連絡協議会は改善や使用の差し止めを指示することができる。この場合、使用規程に従わない使用をしていた者に損害が生じても、大雪山国立公園連絡協議会はその責めを負わない。

#### (権利)

第10条 シンボルマーク等に関する一切の権利は、大雪山国立公園連絡協議会に帰属する。

#### (附則)

この規程は、平成30年7月10日から施行する。

## 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言シンボルマーク 基本デザインマニュアル

### 基本パターン



### 基本指定色



## 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言シンボルマーク 基本デザインマニュアル

### 最小使用サイズ







### 基本補助色・反転使用



#### 補助色表示 黒

地色が淡い色であって、規定色の正確な再生 が難しい場合や再生する色数が限定される場合は、基本デザインは黒色で表示してください。



#### 反転使用 (ネガティブ表示)

地色が濃い場合や、背景が濃い色(写真・イラストなど)で表現されている場合には、基本デザインは反転(ネガティブ)表示とし、その表示色は白色(白ヌキ)とすることを心掛けてください。

## 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言シンボルマーク 基本デザインマニュアル

### 使用禁止例



**抱定色を変えた表示** 



濃い背景色に表示



部分的に大きさを変えた表示



変形させた表示



背景色が複雑なパターンの表示



反応した表示



文字を消した表示



指定色に近い背景色に表示



指定色に近い背景色に表示



文字の大きさを変えた表示



図形や文字などの近くに表示



色縁取りを加えた表示

### 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言シンボルマーク使用 届出書

大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言の趣旨に賛同し、同シンボルマーク使用規定第7条第2項の規定に基づき、次のとおり届出します。

年 月 日

#### 届出者住所

#### 届出者氏名

(法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名を記載)

大雪山国立公園連絡協議会 事務局 御中

使用目的	
使用期間	年 月 日~ ※ホームページ掲載や物品への掲載など終期が定かでないものは開始日を記載してください。 ※イベントでの使用など、終期が明らかなものは記載してください。
使用箇所 (添付資料に図示する ことでも可)	
シンボルマーク 電子データ送付先 メールアドレス	

#### 【届出書送付先】

大雪山国立公園連絡協議会事務局 環境省上川自然保護官事務所

郵送:〒078-1741 北海道上川郡上川町中央町603 E-mail: RO-KAMIKAWA@env.go.jp

平成 30 年 5 月 31 日

大雪山国立公園 登山道関係者のみなさま

大雪山国立公園連絡協議会 (事務局:上川・東川・上士幌自然保護官事務所)

#### 「大雪山国立公園オリジナル携帯トイレ」の販売に関するご案内

自然公園行政の推進につきましては、日頃より御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。 さて、大雪山国立公園連絡協議会では、携帯トイレの普及を進めるため、平成29年度に「大 雪山国立公園オリジナル携帯トイレ」を作成いたしました。

平成30年度からは大雪山地域を代表して、平成29年度に多くの販売実績があった株式会社りんゆう観光様にメーカーからの仕入れを一括で実施いただくこととなりましたので、お知らせいたします。

携帯トイレの本格的普及を進めるためには、携帯トイレが登山装備品と同様に位置づけられること、また、携帯トイレの普及体制の継続性を確保する必要があります。そのためには、民間の手によって自律的に流通することが重要と考えています。

つきましては、各関係団体・事業者のみなさまにおいて、「大雪山国立公園オリジナル携帯トイレ」を購入する場合は、下記窓口までご連絡ください。

また、販売いただける可能性のある団体・事業者に周知にご協力いただくとともに、販売の意 向を持つ事業者があれば、下記連絡窓口まであわせてご一報をお願いいたします。

大雪山国立公園が抱える山岳地のトイレ問題解決のため、携帯トイレの販売に積極的なご協力 をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 大雪山国立公園オリジナル携帯トイレに関する連絡窓口

株式会社りんゆう観光 層雲峡事業所(担当:白石氏)

〒078-1701 北海道上川郡上川町層雲峡

TEL. 01658-5-3031 FAX. 01658-5-3019

※価格(税込み): 1個350円(送料別途)※最小販売単位:5個

#### <本状連絡先>

大雪山国立公園連絡協議会事務局

環境省 上川自然保護官事務所 首席自然保護官 桝 厚生 〒078-1741 上川郡上川町中央町 603

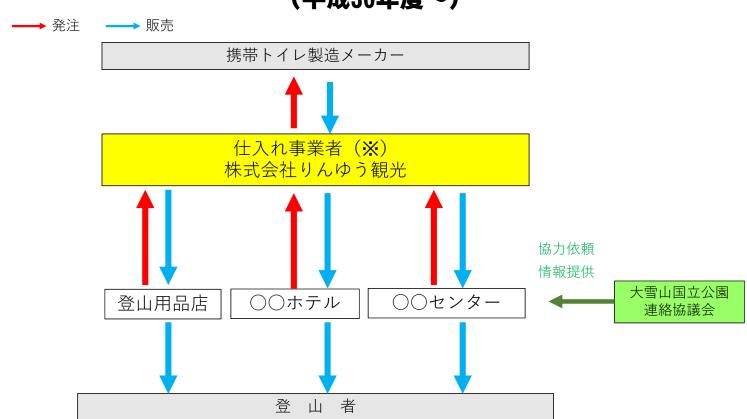
TEL. 01658-2-2574 FAX. 01658-2-2681

MAIL. KOUSEI\_MASU@env.go.jp

## 大雪山国立公園オリジナル携帯トイレ



# 大雪山国立公園オリジナル携帯トイレ販売体制 (平成30年度~)



(※)例えば、知床国立公園では安田商事株式会社様が、 屋久島国立公園では屋久島観光協会様が、仕入れ事業者となっています。